

都市防災不燃化促進事業および地区防災不燃化促進事業において

緑化基準の対象となる皆様へ

豊島区 都市整備部 地域まちづくり課 TEL：03-3981-1464

※本資料は、東京都における自然の保護と回復に関する条例（平成12年東京都条例第216号）に基づく緑化計画書制度（緑化計画の手引き）より抜粋し作成しています。

■助成条件上の緑化とは

緑化は「樹木」を植えることにより実施します。

「樹木」とは地面に植えられた下記に定める「高木」「中木」「低木」のことを言います。

※芝等の地被類や、プランター・鉢植え等の移動できるものは

その高さに限らず緑化面積には含めることはできません。

種類	定義
高木	植栽時に高さが2m以上の樹木で、通常の成木の高さが3m以上あるもの
中木	植栽時に高さが1.2m以上の樹木で、通常の成木の高さが2m以上あるもの
低木	高木・中木以外で植栽時に高さが0.3m以上あるもの


■主な緑化の算出方法

①単独木の面積による算出

・高木・中木・低木については原則、植栽時の樹冠投影面積を緑化面積とします。

ただし、高木及び中木については、下記表の例外算出方法を用いて面積を算出することができます。

単独木で面積を算出する場合は、算出に用いた樹冠投影を図示して下さい。

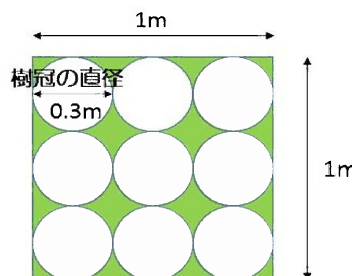
種類	算出方法	例外算出方法(単独木の算出のみ)
高木	樹冠投影面積 (樹冠の直径を直径とする 円が樹冠相当)	①高木1本あたり3㎡の円を樹冠相当とし、樹冠投影面積を算出。 ②植栽時に高さが3m以上あるものは、その高さの7割を直径とする円を樹冠相当とし、樹冠投影面積を算出。 (例) 高さ3mの高木 $3 \times 0.7 = 2.1$ (樹冠の直径) 半径=1.05 $1.05 \times 1.05 \times 3.14 = 3.46\text{㎡} \rightarrow$ 樹冠相当
中木		①中木1本当たり、2㎡を樹冠相当とし、樹冠投影面積を算出。
低木		—

②緑地帯の面積による算出

・縁石等で区画され樹木で覆われた土地（縁石の内側）を緑化面積とします。樹冠が重なり合うなど、緑化面積が重複する場合はその部分を二重算定できません。

・低木の場合、植栽密度は1㎡あたり以下のとおりです。

- (1) 樹冠の直径30cm以上のもので9本以上
- (2) 樹冠の直径40cm以上のもので6本以上
- (3) 樹冠の直径50cm以上のもので4本以上



(例) 1㎡あたりの植栽密度イメージ (低木 樹冠直径0.3m時)

緑化計画図の記載例

※配置図には緑化計算と緑化部分を図示して下さい。

①緑化面積の計算を行う。

緑化面積は次のアからウまでのうちいずれか小さい面積以上とすること。

ア 敷地面積×(1-法定建ぺい率)×a イ 敷地面積×(1-0.8)×a ウ (敷地面積-建築面積)×a

敷地面積	100㎡以上200㎡未満	200㎡以上300㎡未満	300㎡以上1,000㎡未満
a	0.1	0.2	0.25

※法定建ぺい率には角地等の緩和規定を含むものとし、90%を超えるものは法定建ぺい率を90%として算出する。

(例1) 敷地面積140㎡・建ぺい率100%・建築面積120㎡

ア $140 \times (1-0.9) \times 0.1 = 1.4$

イ $140 \times (1-0.8) \times 0.1 = 2.8$

ウ $(140-120) \times 0.1 = 2$

必要緑化面積は ア 1.4㎡ となる。

(例2) 敷地面積110㎡・建ぺい率60%・建築面積65㎡

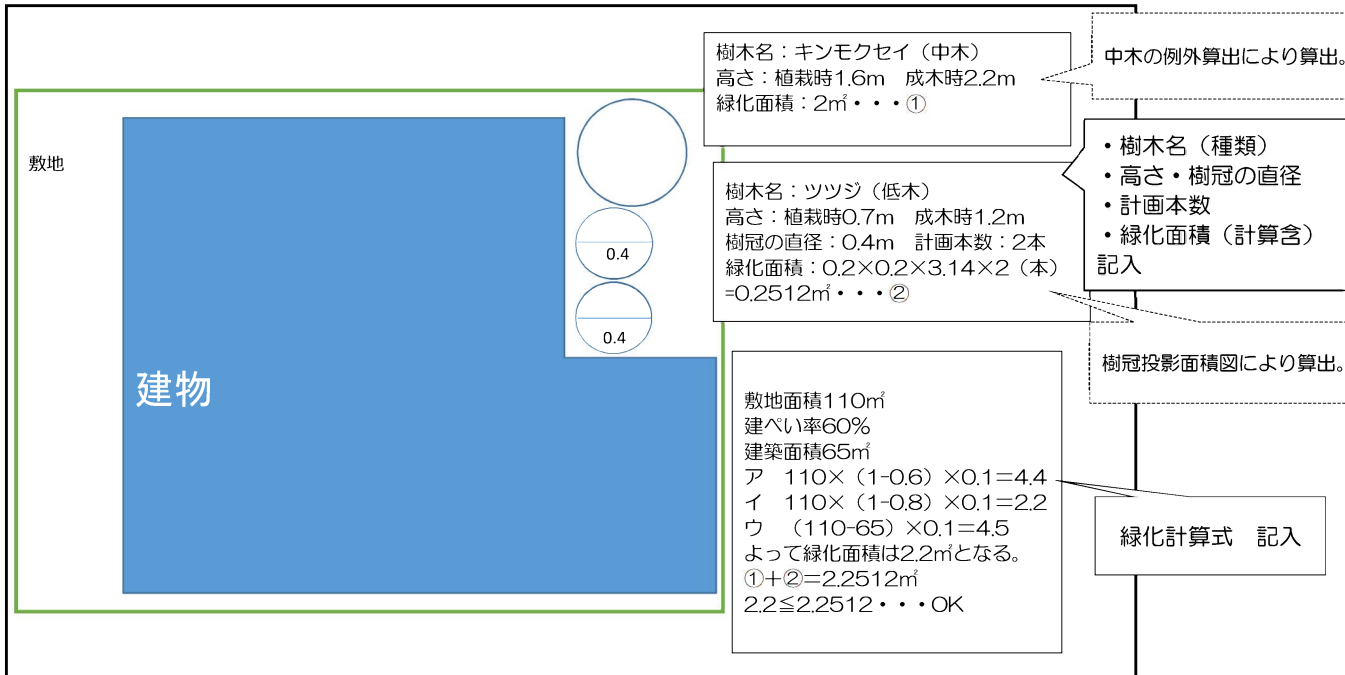
ア $110 \times (1-0.6) \times 0.1 = 4.4$

イ $110 \times (1-0.8) \times 0.1 = 2.2$

ウ $(110-65) \times 0.1 = 4.5$

必要緑化面積は イ 2.2㎡ となる。

②緑化計画図へ記載する。 (例) 単独木による計算時の緑化計画図 (必要緑化面積が2.2㎡の場合)



参考：緑地帯の面積による計算時の図示例 (緑化部分のみ)

※必要緑化面積は左記例と同じです。記載下さい。
※緑地帯の部分は斜線等で示します。

